教育改善委員会規約

名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科に教育改善委員会を置く. また, 教育改善委員会に授業部会と取組部会を置く. 教育改善委員会の活動について は,以下のように定める.

- 1. 目的:本学科における学習・教育到達目標を達成するために、教育点検委員会により検討、抽出された改善が望まれる事項について、改善策を検討、策定し、教室会議に諮る.
- 2. 構成員:授業部会:カリキュラムの専門分野を構成する5つの系の代表 5名ほか

取組部会:1~4年生担任ほか

- 3. 適用任期:委員の任期は原則1年とするが、再任は妨げない、
- 4. 委員会の開催:委員会は別添のスケジュール表にしたがい,年2回開催 するほか,必要に応じて開催する.また,必要に応じて 部会ごとに開催する.
- 5. 委員会の招集:委員会の招集は、委員長である4年生担任が行う.
- 6. 活動内容:教育改善委員会は教育点検委員会により抽出された改善が望まれる事項について、改善策を検討、策定し、教室会議に諮る.
- 7. 記録:委員会議事録は毎回作成し、学科事務室に保存するとともに、開 示する.
- 8. 付則:この規約は平成25年12月19日よりこれを施行する.